

○尾道市子ども医療費助成条例

昭和48年9月22日

条例第47号

改正 昭和49年9月27日条例第42号
昭和50年9月29日条例第46号
昭和59年3月7日条例第3号
昭和59年11月20日条例第39号
平成4年9月30日条例第34号
平成6年9月22日条例第38号
平成7年3月22日条例第11号
平成7年6月27日条例第25号
平成8年9月26日条例第37号
平成10年6月24日条例第31号
平成12年12月20日条例第64号
平成13年6月27日条例第36号
平成14年9月19日条例第52号
平成16年6月30日条例第33号
平成17年3月2日条例第27号
平成17年12月21日条例第188号
平成18年9月21日条例第59号
平成19年3月22日条例第17号
(題名改称)
平成20年3月19日条例第12号
平成24年6月27日条例第45号
平成26年9月25日条例第88号
平成27年3月18日条例第12号
平成28年3月16日条例第25号
平成29年3月15日条例第11号
(題名改称)

注 平成16年6月から改正経過を注記した。

(目的)

第1条 この条例は、子どもの医療費の一部を子どもを養育している者に助成することにより、子どもの保健の向上に寄与し、もって子どもの健やかな育成を図ることを目的とする。

(平19条例17・平29条例11・一部改正)

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「子ども」とは、出生の日から満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
 - (2) 「社会保険各法」とは、健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)及び私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)をいう。
 - (3) 「子どもを養育している者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母
 - イ 父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない子どもを監護し、かつ、その生計を維持する者
- 2 前項第3号アの場合において、父及び母がともに当該父及び母の子である子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該子どもは、当該父又は母のうちいずれか当該子どもの生計を維持する程度の高い者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。
- 3 この条例にいう「父」には、母が子どもを懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含むものとする。

(平16条例33・平19条例17・平20条例12・平27条例12・平28条例25・平29条例11・一部改正)

(受給資格者)

第3条 この条例により医療費の給付を受けることができる者(以下「受給資格者」という。)は、尾道市の区域内に住所を有する子ども(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第116条の2に規定する病院等への入院、入所等により、尾道市を転出する者を含む。)を養育している者で、当該子どもが国民健康保険法による被保険者又は社会保険各法による被扶養者(生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受け

ている者を除く。)であるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、国民健康保険法第116条の2に規定する病院等への入院、入所等により、尾道市に住所を有することとなった者は対象としない。

(平17条例27・平19条例17・平29条例11・一部改正)

(受給資格の認定)

第4条 子ども医療費の助成を受けようとする者は、あらかじめ受給資格につき、市長の認定を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により認定をしたときは、当該受給資格者(以下「受給者」という。)に対して、子ども医療費受給者証を交付するものとする。

(平19条例17・平29条例11・一部改正)

(助成金の交付)

第5条 市長は、子どもの疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に関する給付の額(その者が国民健康保険法又は社会保険各法による療養の給付を受けたときは、当該療養の給付の額から当該療養の給付に関するこれらの法律の規定による一部負担金に相当する額を控除した額とする。)が当該医療に要する費用の額に満たないときは、その者に対し、その満たない額から次の各号に定める額を控除した額を助成金として交付する。

(1) 国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われる場合には、国又は地方公共団体が負担する医療に関する給付相当額

(2) 入院時食事療養費に係る療養を受けたときは、当該入院時食事療養費の給付に関する食事療養標準負担額に相当する額

(3) 次条の規定による一部負担金相当額

- 2 前項の医療に要する費用の額は、健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。

(平16条例33・平18条例59・平19条例17・平20条例12・平28条例25・平29条例11・一部改正)

(一部負担金)

第6条 受給者は、子どもが健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者(以下「保険医療機関等」という。)について医療又は指定訪問看護を受けたときは、保険医療機関等(同一の医療機関における歯科診療及び歯科診療以外の診療は、それぞれ別の医療機関とみなす。以下同じ。)ごとに1日につき500円(国民健康保険法若しくは社会保険各法の規定による一部負担金又は国若しくは地方公共団体の負担による医療に関する給付に係る本人負担額が500円に満たない場合は当該満たない額。第3項において同じ。)を、一部負担金として支払うものとする。ただし、子どもが保険医療機関において医療を担当する医師又は歯科医師から交付された処方せんにより保険薬局で薬剤の支給を受けたときは、一部負担金を支払うことを要しない。

- 2 受給者は、子どもが同一の月に同一の保険医療機関等において前項の一部負担金の支払を、次の各号の区分に従い、当該各号に規定する回数行ったときは、同項の規定にかかわらず、同項の一部負担金は、その月のその後の期間内に当該保険医療機関等において医療を受ける際、支払うことを要しない。

(1) 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護に係る医療を受けた場合 14回

(2) 前号に掲げる医療以外の医療又は指定訪問看護を受けた場合 4回

- 3 受給者は、子どもが柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師による施術を受けたときは、施術所ごとに1日につき500円を、一部負担金として支払うものとする。ただし、同一の月に同一の施術所において一部負担金の支払を4回行ったときは、その月のその後の期間内に当該施術所において施術を受ける際、一部負担金を支払うことを要しない。

(平16条例33・追加、平18条例59・平19条例17・平29条例11・一部改正)

(支給の方法)

第7条 子ども医療費の助成は、受給者の請求に基づいて行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、保険医療機関等について医療又は指定訪問看護を受けた場合には、市長は、助成金として受給者に交付すべき額の限度において、その者が当該医療に関し、当該保険医療機関等に支払うべき費用を、その者に代わり、当該保険医療機関等に支払うことができる。

- 3 前項の規定による支払があったときは、受給者に対し、助成金の支給があったものとみなす。

(平16条例33・追加、平19条例17・平29条例11・一部改正)

(助成金の返還)

第8条 市長は、受給者が子どもの疾病又は負傷に関し損害賠償その他の給付を受けた場合において、これらの給付のうち助成金の交付に相当する給付があると認められるときは、その価格の限度において助成金の全部若しくは一部を交付せず、又は既に交付した助成金の額に相当する金額を返還させることができ

る。

- 2 市長は、偽りその他不正の行為により助成金の交付を受けた者がいるときは、その者から既に交付した金額の全部又は一部を返還させることができる。

(平16条例33・旧第6条線下、平19条例17・平29条例11・一部改正)

(譲渡又は担保の禁止)

- 第9条 助成金の交付を受ける権利は、他に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(平16条例33・旧第7条線下)

(委任)

- 第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

(平16条例33・旧第8条線下)

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和48年10月1日から施行する。

(平17条例27・旧付則・一部改正)

(御調町及び向島町の編入に伴う経過措置)

- 2 御調町及び向島町の編入の日(次項において「編入日」という。)前に御調町乳幼児医療費支給条例(昭和48年御調町条例第27号)又は向島町乳幼児医療費支給条例(昭和48年向島町条例第31号)(以下これらを「町条例」という。)の規定によりなされた認定、請求その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(平17条例27・追加、平17条例188・一部改正)

- 3 編入日前に町条例の規定により交付された乳幼児医療費受給者証は、第4条第2項の規定により交付されたものとみなす。

(平17条例27・追加)

(因島市及び瀬戸田町の編入に伴う経過措置)

- 4 因島市及び瀬戸田町の編入の日(次項において「編入日」という。)前に因島市乳幼児医療費支給条例(昭和48年因島市条例第42号)又は乳幼児医療費支給条例(昭和48年瀬戸田町条例第27号)(以下これらを「市町条例」という。)の規定によりなされた認定、請求その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(平17条例188・追加)

- 5 編入日前に市町条例の規定により交付された乳幼児医療費受給者証は、第4条第2項の規定により交付されたものとみなす。

(平17条例188・追加)

付 則(昭和49年9月27日条例第42号)

この条例は、昭和49年10月1日から施行する。

付 則(昭和50年9月29日条例第46号)

この条例は、昭和50年10月1日から施行する。

付 則(昭和59年3月7日条例第3号)

この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

付 則(昭和59年11月20日条例第39号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和59年10月1日から適用する。

付 則(平成4年9月30日条例第34号)

- 1 この条例は、平成4年10月1日から施行する。

- 2 この条例の施行前に受給資格を有する者は、なお従前の例による。

付 則(平成6年9月22日条例第38号)

この条例は、平成6年10月1日から施行する。

付 則(平成7年3月22日条例第11号)

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

付 則(平成7年6月27日条例第25号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の尾道市乳児医療費助成条例の規定は、平成7年6月1日から適用する。

付 則(平成8年9月26日条例第37号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成8年10月1日から施行する。

(受給資格に関する経過措置)

2 この条例による改正後の尾道市乳児医療費助成条例(以下「新条例」という。)第3条の2の規定は、平成8年10月1日(以下「施行日」という。)以後の申請に係る受給資格の認定について適用し、施行日前の申請に係る受給資格の認定については、なお従前の例による。

3 施行日において現に受給資格の認定を受けている者で新条例第3条の2の規定に該当するもの及び施行日前に受給資格の認定を申請し、前項の規定により認定を受けた者で新条例第3条の2の規定に該当するものについては、養育している乳児が零歳時の場合にあっては当該乳児が零歳児の間、養育している乳児が1歳児の場合にあっては当該乳児が1歳児の間、受給資格を有するものとする。

付 則(平成10年6月24日条例第31号)

この条例は、平成10年8月1日から施行する。

付 則(平成12年12月20日条例第64号)

この条例は、平成13年1月1日から施行する。

付 則(平成13年6月27日条例第36号)

この条例は、平成13年8月1日から施行する。

付 則(平成14年9月19日条例第52号)

この条例は、平成14年10月1日から施行する。

付 則(平成16年6月30日条例第33号)

(施行期日)

1 この条例は、平成16年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の尾道市乳幼児医療費助成条例第5条及び第6条の規定は、平成16年10月1日以後に行う医療、指定訪問看護又は施術等について適用し、同日前に行われた医療、指定訪問看護又は施術等に係る助成金の交付については、なお従前の例による。

付 則(平成17年3月2日条例第27号)

この条例は、平成17年3月28日から施行する。

付 則(平成17年12月21日条例第188号)

この条例は、平成18年1月10日から施行する。

付 則(平成18年9月21日条例第59号)

1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

2 この条例の施行の日前に受けた医療に係るこの条例による改正前の尾道市老人医療費助成条例、尾道市乳幼児医療費助成条例、尾道市ひとり親家庭等医療費助成条例及び尾道市重度心身障害者医療費助成条例による医療費の助成については、なお従前の例による。

付 則(平成19年3月22日条例第17号)

1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。

2 この条例による改正後の尾道市乳幼児医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に行う医療、指定訪問看護又は施術(以下「医療等」という。)について適用し、同日前に行われた医療等に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

付 則(平成20年3月19日条例第12号)

1 この条例は、平成20年10月1日から施行する。

2 この条例による改正後の尾道市乳幼児等医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に行う医療、指定訪問看護又は施術(以下「医療等」という。)について適用し、同日前に行われた医療等に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

付 則(平成24年6月27日条例第45号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第3条の2第1項の規定は、平成24年6月1日以後の受給資格申請に対する認定について適用する。

付 則(平成26年9月25日条例第88号)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の尾道市乳幼児等医療費助成条例(以下「新条例」という。)第3条の2第1項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の申請に係る受給資格の認定について適用し、施行日前の申請に係る受給資格の認定については、なお従前の例による。

- 3 施行日前に受給資格を有する者については、なお従前の例による。
- 4 新条例第3条の2第1項の規定にかかわらず、施行日から平成27年5月31日までの間における6月1日生まれの者に係る受給資格の認定については、平成25年中の所得の額が同項に定める額に満たないときは受給資格者とすることができる。

付 則(平成27年3月18日条例第12号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の尾道市乳幼児等医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に行う入院及びその療養に伴う世話その他看護に係る医療(以下「医療」という。)について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

付 則(平成28年3月16日条例第25号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年6月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の尾道市乳幼児等医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に行う医療、指定訪問看護又は施術(以下「医療等」という。)について適用し、同日前に行われた医療等に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

付 則(平成29年3月15日条例第11号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年10月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の尾道市子ども医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に行う医療、指定訪問看護又は施術(以下「医療等」という。)について適用し、同日前に行われた医療等に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

- 3 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第47号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

福祉医療費公費負担事業費補助金交付要綱

昭和54年 6月16日	制 定
昭和55年 8月26日	一部改正
昭和56年 11月24日	//
昭和57年 3月 1日	//
昭和57年 6月 7日	//
昭和58年 2月 9日	//
昭和58年 5月10日	//
昭和60年 2月 8日	//
昭和61年 12月22日	//
昭和62年 9月25日	//
平成 2年 6月25日	//
平成 3年 7月 3日	//
平成 4年 2月 3日	//
平成 4年 9月 7日	//
平成 6年 10月 1日	//
平成 7年 4月 1日	//
平成 7年 6月 1日	//
平成 8年 10月 1日	//
平成10年 5月29日	//
平成11年 4月 1日	//
平成13年 3月28日	//
平成13年 11月 2日	//
平成14年 3月20日	//
平成14年 10月17日	//
平成15年 3月26日	//
平成16年 4月30日	//
平成17年 6月 6日	//
平成18年 4月 5日	//
平成18年 10月17日	//
平成20年 4月 1日	//
平成21年 3月12日	//
平成22年 3月16日	//
平成22年 4月 1日	//
平成24年 4月 1日	//
平成25年 3月19日	//
平成26年 10月 1日	//
平成27年 3月20日	//
平成28年 4月 1日	//

(趣 旨)

第1条 県は、市町が実施する重度心身障害者医療費公費負担事業、乳幼児医療費公費負担事業及びひとり親家庭等医療費公費負担事業（以下「福祉医療費公費負担事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、広島県補助金等交付規則（昭和48年広島県規則第91号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において「社会保険各法」とは、次の各号に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (4) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (5) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）

2 この要綱において「福祉医療費助成対象者」とは、県内の市町の区域内に住所地を有する別表1の(1)欄に掲げる者をいう。ただし、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の被保険者で、国民健康保険法第116条の2及び高齢者の医療の確保に関する法律第55条に規定する病院等への入院等により、県内に住所地又は居住地を有することとなった者は除き、県外に住所地又は居住地を有することとなった者を含む。

3 この要綱において「負担額」とは、別表1の(2)欄に掲げる額をいう。

(補助金交付の対象等)

第3条 補助金の交付の対象となる経費及び補助率は次のとおりとする。

- (1) 福祉医療費公費負担事業に要する経費のうち、福祉医療費助成対象者に係る負担額について助成する経費（以下「助成医療費」という。）は、別表1の(3)欄に掲げる区分によるものとし、補助金の交付額は、当該事業に係る同表対象経費欄に規定する経費（寄付金その他の収入がある場合にはこれを控除した額とする。）に当該事業に係る補助率欄に規定する補助率を乗じて得た額の合算額とする。
- (2) 福祉医療費公費負担事業に要する経費のうち、事務に要する経費（以下「施行事務費」という。）は、別表2に掲げる区分によるものとし、補助金の交付額は、同表基準額欄に定める方法により、算出した額の合計額又は同表対象経費欄に定める対象経費の実支出額若しくは総事業費（寄付金その他の収入がある場合にはこれを控除した額とする。）を比較していずれか少ない額に同表補助率欄に規定する補助率を乗じて得た額とする。
- (3) 前2号により算出して得た各事業ごとの額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第4条 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、助成医療費については、別記様式第1号、施行事務費については、別記様式第4号によるものとし、その提出期限は知事が別に定める。

(交付の条件)

第5条 規則第5条第1項の規定により附する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容を変更する場合には、知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。

(申請の取下げ)

第6条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期間は、規則第6条の通知を受領した日から起算して10日以内とする。

(変更交付の申請)

第7条 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付の申請等を行う場合には、別記様式第2号による変更申請書を知事が別に定める日までに提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 規則第12条の規定による補助事業実績報告書の様式は助成医療費については、別記様式第3号、施行事務費については別記様式第5号によるものとし、その提出期限は、補助金の交付の決定のあった日の属する県の会計年度の翌会計年度の5月末日とする。

(交付の請求)

第9条 この要綱に基づいて補助金の交付を概算払いにより行う場合は、規則第16条の規定による補助金交付請求書の提出は要しないものとする。

(帳簿等の保存期間)

第10条 規則第21条の規定による帳簿及び書類を保存しなければならない期間は、当該補助事業の完了の日の翌年度の初日から起算して5年を経過した日の属する県の会計年度の末日までとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、昭和54年6月16日から施行し、昭和54年度分の補助金から適用する。ただし、母子家庭医療費公費負担事業に関しては、昭和54年10月1日から適用する。

(旧要綱の廃止)

- 2 老人医療費公費負担事業費補助金交付要綱（昭和49年3月14日制定）、老人医療費公費負担事業施行事務費補助金交付要綱（昭和48年10月3日制定）、重度心身障害者医療費公費負担事業費補助金交付要綱（昭和49年3月8日制定）、乳児医療費公費負担事業費補助金交付要綱（昭和48年12月1日制定）及び重度心身障害者医療費公費負担事業及び乳児医療費公費負担事業施行事務費県費補助金交付要綱（昭和48年12月1日制定。以下「旧要綱」という。）は廃止する。
（経過措置）
- 3 旧要綱により、現に提出されている交付申請書は第4条の規定により提出されたものとみなす。
- 4 平成16年10月1日から平成21年9月30日までの間、別表1「老人医療費公費負担事業」中「68歳以上の者」とあるのは、「昭和11年9月30日以前に生まれた者」と読み替え、「65歳以上68歳未満の者」とあるのは、「昭和11年10月1日以後昭和14年9月30日以前に生まれた者」と読み替えるものとする。
- 5 老人医療費公費負担事業に係る規定は、平成21年9月30日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、昭和55年8月25日から施行し、昭和55年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、昭和56年11月24日から施行し、昭和56年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和57年6月7日から施行し、昭和57年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、昭和58年2月9日から施行し、昭和57年度分の補助金から適用する。
ただし、別表の改正規定は昭和58年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和58年5月9日から施行し、昭和58年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、昭和60年2月8日から施行し、昭和59年10月1日から適用する。
ただし、審査支払手数料については昭和59年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、昭和61年12月22日から施行し、昭和61年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、昭和62年9月25日から施行し、昭和62年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成2年6月25日から施行し、平成2年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成3年7月3日から施行し、平成3年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成4年2月3日から施行し、平成3年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成4年9月7日から施行し、平成4年10月分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成6年10月1日から施行し、平成6年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行し、平成7年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成7年6月1日から施行し、改正後の規定は、平成7年6月からの乳児の医療に関する給付から適用する。

附 則

この要綱は、平成8年10月1日から施行し、平成8年10月分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成10年5月29日から施行し、改正後の規定は、平成10年8月分からの医療に関する給付から適用する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行し、平成11年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成13年3月28日から施行し、改正後の第2条の規定及び一部負担金の算定方法

に係る規定については、平成13年1月分の医療に関する給付に係る補助金から適用する。ただし、乳幼児医療費公費負担事業及びひとり親家庭等医療費公費負担事業に係る改正規定は、平成13年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年11月2日から施行し、平成13年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行し、平成14年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成14年10月17日から施行し、平成14年10月分の補助金から適用する。

ただし、老人医療費公費負担事業で、この要綱の施行の際現に助成対象としている者については、平成15年7月分までこの補助金の対象とする。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行し、平成15年度分の補助金から適用する。

ただし、平成17年3月31日までに合併した市町村に対する補助金は、合併した日の属する年度から平成16年度末まで、合併後の旧市町村区域ごとに合併前の旧市町村の補助率を適用して算出した額を補助することができるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成16年10月1日から施行し、同日以後の医療に関する給付に係る補助金から適用する。ただし、別表1の付表第2欄の改正規定は、平成16年度分の補助金から適用する。
- 2 重度心身障害者医療費公費負担事業及びひとり親家庭等医療費公費負担事業に係る改正規定は、平成18年8月1日から施行し、同日以後の医療に関する給付に係る補助金から適用する。

(経過措置)

- 3 平成18年8月1日から平成20年7月31日までの間における一部負担金に係る規定の適用については、別表1「重度心身障害者医療費公費負担事業」中「200円」とあるのは、「100円」と読み替え、「ひとり親家庭等医療費公費負担事業」中「500円」とあるのは、「250円」と読み替えるものとする。

(検討規定)

- 4 重度心身障害者医療費公費負担事業及びひとり親家庭等医療費公費負担事業の一部負担金に係る規定については、経過措置期間中の状況を踏まえ、検討を行うものとする。

附 則

この要綱は、平成17年6月6日から施行し、平成17年度分の補助金から適用する。

ただし、平成17年度中に合併した市町村に対する補助金は、平成17年度末まで、合併後の旧市町村区域ごとに合併前の旧市町村の補助率を適用して算出した額を補助することができるものとする。

附 則

この要綱は、平成18年4月5日から施行し、平成18年度分の補助金から適用する。

ただし、別表1「重度心身障害者医療費公費負担事業」の項「福祉医療費助成対象者(1)」欄の改正規定は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年10月17日から施行し、平成18年10月分からの医療に関する給付に係る補助金から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

ただし、別表1の「重度心身障害者医療費公費負担事業」の項「補助金交付の対象等(3)」欄の「対象経費」中の改正規定は、平成20年3月31日において重度医療費受給者証の交付を受けている者については、平成20年8月1日から施行する。

2 平成19年度分までの補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成21年3月12日から施行する。

ただし、別表1 重度心身障害者医療費公費負担事業に係る改正規定は、平成21年1月1日以降の医療に関する給付に係る補助金から適用する。別表2の改正規定は、平成20年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年3月16日から施行し、平成21年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行し、平成22年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行し、平成24年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年3月19日から施行し、平成24年度分の補助金から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 別表1「乳幼児医療公費負担事業」の項「福祉医療費助成対象者(1)」の欄1の改正規定は、システム改修等の事情がある場合は、その事情が解消されるまでの間、従前の取扱いができるものとする。
- 3 この要綱の施行の日の前日において、乳幼児医療費公費負担事業の対象となっている乳幼児が、この要綱の施行の日から平成27年5月31日までの間に受けた医療に係る乳幼児医療費公費負担事業の適用については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成27年3月20日から施行し、平成26年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度分の補助金から適用する。

別表 1 助成医療費

福祉医療費助成対象者 (1)	
重 度 心 身 障 害 者 医 療 費 公 費 負 担 事 業	<p>(重度心身障害者医療費助成対象者)</p> <p>1 重度心身障害者医療費の助成を受けることができる者（以下この欄において「助成対象者」という。）は、国民健康保険法の被保険者、高齢者の医療の確保に関する法律の被保険者又は社会保険各法の被保険者若しくは被扶養者であるもののうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者で、当該身体障害者手帳に記載されている障害の程度の級別が 1 級、2 級又は 3 級であるもの</p> <p>(2) 昭和 49 年 1 月 30 日付け福祉第 308 号広島県民生部長通知に基づく「療育手帳交付要綱」により療育手帳の交付を受けている者で当該療育手帳に記載されている障害の程度が㊤、A又は㊦であるもの</p> <p>(助成対象者に該当しない者)</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者は、前項の規定にかかわらず、助成対象者としなない。</p> <p>(1) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）により保護を受けている者</p> <p>(2) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の規定により医療の給付（障害児施設医療費を除く。）を受けることができる者</p> <p>(助成対象者に該当しない場合)</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する場合は、前 2 項の規定にかかわらず、助成対象者とはならない。</p> <p>(1) 対象者の前年の所得（1 月から 7 月までの間に受けた医療に係る医療費については、前々年の所得とする。この欄において以下同じ。）がその者の所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）の有無及び数に応じて、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 34 号）附則第 32 条第 11 項の規定によりなおその効力を有するものとされた国民年金法施行令等の一部を改正する等の政令（昭和 61 年政令第 53 号）による改正前の国民年金法施行令第 6 条の 4 第 1 項に規定する額を超えるとき。</p> <p>(2) 対象者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情のある者を含む。）の前年の所得又は対象者の民法（明治 29 年法律第 89 号）第 877 条第 1 項に定める扶養義務者で主として当該対象者の生計を維持するものの前年の所得がその者の扶養親族等の有無及び数に応じて、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和 50 年政令第 207 号）第 2 条第 2 項に規定する額以上であるとき。</p>

負担額 (2)	補助金交付の対象等 (3)		
	事業	対象経費	補助率
<p>重度心身障害者医療費助成対象者の疾病又は負傷について国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律又は社会保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に関する給付の額（重度心身障害者医療費助成対象者が国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律又は社会保険各法による療養の給付を受けたときは、当該療養の給付の額から当該療養の給付に関するこれらの法律の規定による一部負担金に相当する額を控除した額とする。）が当該医療に要する費用の額に満たないときは、その満たない額に相当する額。ただし、この場合において次の各号に定めるものは、その満たない額に相当する額から控除するものとする。</p> <p>(1) 当該疾病又は負傷について、他の法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われたときはこの給付の額</p> <p>(2) 入院時食事療養費又は入院時生活療養費に係る療養を受けたときは、当該入院時食事療養費又は入院時生活療養費の給付に関する食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額に相当する額</p> <p>(3) 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護に係る医療を受けたときは、保険医療機関等（同一の医療機関における歯科診療及び歯科診療以外の診療は、それぞれ別の医療機関とみなす。第4号において同じ。）ごとに1日につき200円。ただし、1か月に14回までの支払額を限度とする。</p>	市町が福祉医療費助成対象者に係る負担額について助成する事業	市町が福祉医療費助成対象者に係る負担額について助成した額（福祉医療費助成対象者が65歳以上75歳未満であって、高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号に規定する政令で定める程度の障害の状態であり、かつ、同号に規定する後期高齢者医療広域連合の認定を受けていないものである場合には、その者を同条に規定する後期高齢者医療の被保険者とみなした場合において、市町がその者に対して助成することとなる額と比較して少ない方の額）	2分の1 ただし、広島市については 100分の40

負担額 (2)	補助金交付の対象等 (3)		
	事業	対象経費	補助率
<p>(4) 前号に掲げる医療以外の医療又は指定訪問看護を受けたときは、保険医療機関等（保険薬局を除く。）ごとに1日につき200円（国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律若しくは社会保険各法の規定による一部負担金又は国若しくは地方公共団体の負担による医療に関する給付に係る本人負担額が200円に満たないときは当該満たない額。第5号において同じ。）。ただし、1か月に4回までの支払額を限度とする。</p> <p>(5) 柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師による施術を受けたときは、施術所ごとに1日につき200円。ただし、1か月に4回までの支払額を限度とする。</p>			

福祉医療費助成対象者 (1)

乳幼児医療費公費負担事業	<p>(乳幼児医療費助成対象者)</p> <p>1 乳幼児 (出生の日から満6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者で、<u>国民健康保険法の被保険者又は社会保険各法の被扶養者であるもの (生活保護法による保護を受けている者を除く。以下同じ。)</u>をいう。以下同じ。)を養育している者とする。ただし、乳幼児が出生した日又はそれぞれ1歳から6歳に達する日の属する年において、<u>乳幼児を養育している者の前年の所得 (1月1日から6月1日までの間に出生した場合にあっては、前々年の所得 (児童手当法施行令 (昭和46年政令第281号) 第2条及び第3条に規定する範囲及び計算方法により算出した所得をいう。以下この項において同じ。))</u>が、その者の所得税法等の一部を改正する法律 (平成22年法律第6号) の規定による<u>改正前の所得税法に規定する控除対象配偶者及び扶養親族 (以下「扶養親族等」という。)</u>並びにその者の扶養親族等でない児童 (18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。)でその者が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、制限額以上であるものを除く。</p> <p>ただし、震災、風水害、火災、落雷、その他これらに類する災害を受けるなど乳幼児を養育している者に特別な事情があると市町長が認めたときは、この限りでない。</p> <p>2 1の「乳幼児を養育する者」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>(1) 乳幼児を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父または母</p> <p>(2) 父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない乳幼児を監護し、かつ、その生計を維持する者</p> <p>(3) (1)において、父及び母がともに当該父及び母の子である乳幼児を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該乳幼児は、当該父及び母のうちいずれか当該乳幼児の生計を維持する程度の高い者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。</p> <p>(4) 前各号にいう「父」には、母が、乳幼児を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含むものとする。</p>
--------------	--

福祉医療費助成対象者（1）

3 1の制限額は、次表のとおりとする。

対 象 者	制 限 額
乳幼児を養育している者	扶養親族等及び児童がないときは、五百三十二万円とし、扶養親族等及び児童があるときは、五百三十二万円に当該扶養親族等及び児童一人につき三十八万円（当該扶養親族等が所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族であるときは、当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族一人につき四十四万円）を加算した額とする。

乳
幼
児
医
療
費
公
費
負
担
事
業

負担額 (2)	補助金交付の対象等 (3)		
	事業	対象経費	補助率
<p>乳幼児医療費助成対象者の疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に関する給付の額（乳幼児医療費助成対象者が国民健康保険法又は社会保険各法による療養の給付を受けたときは、当該医療の給付の額から当該療養の給付に関する同法の規定による一部負担金に相当する額を控除した額とする。）が当該医療に要する費用の額に満たない時は、その満たない額に相当する。ただし、この場合において次の各号に定めるものは、その満たない額に相当する額から控除するものとする。</p> <p>(1) 他の法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われたときはこの給付の額</p> <p>(2) 入院時食事療養費に係る療養を受けたときは、当該入院時食事療養費の給付に関する食事療養標準負担額に相当する額</p> <p>(3) 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護に係る医療を受けたときは、保険医療機関等（同一の医療機関における歯科診療及び歯科診療以外の診療は、それぞれ別の医療機関とみなす。第4号において同じ。）ごとに1日につき500円。ただし、1か月に14回までの支払額を限度とする。</p> <p>(4) 前号に掲げる医療以外の医療又は指定訪問看護を受けたときは、保険医療機関等（保険薬局を除く。）ごとに1日につき500円（国民健康保険法若しくは社会保険各法の規定による一部負担金又は国若しくは地方公共団体の負担による医療に関する給付に係る本人負担額が500円に満たないときは当該満たない額。第5号において同じ。）。ただし、1か月に4回までの支払いを限度とする。</p> <p>(5) 柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師による施術を受けたときは、施術所ごとに1日につき500円。ただし、1か月に4回までの支払いを限度とする。</p>	市町が福祉医療費助成対象者に係る負担額について助成する事業	市町が福祉医療費助成対象者に係る負担額について助成した額	2分の1

	福祉医療費助成対象者 (1)
ひとり親家庭等医療費助成対象者	<p>(ひとり親家庭等医療費助成対象者)</p> <p>国民健康保険法の被保険者、高齢者の医療の確保に関する法律の被保険者又は社会保険各法の被保険者若しくは被扶養者であって次の各号のいずれかに該当するもの。ただし、生活保護法による保護を受けている者並びに18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童(以下「対象児童」という。)、その対象児童を現に扶養している配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)のない者又はその対象児童と生計を一にする扶養義務者に前年分の所得税(1月から7月までの間に受けた医療については、前々年分の所得税とする。)が課せられているものを除く。</p> <p>この場合において、所得税の扶養控除の額を計算するときは、所得税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第6号)の規定による改正前の所得税法の規定により算定するものとする。</p> <p>(1) 次のアからエの一に該当する者</p> <p>ア 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号。以下「法」という。)第6条第1項に規定する配偶者のない女子で、対象児童を現に扶養しているもの</p> <p>イ アに準じると知事が認めた女子</p> <p>ウ 法第6条第2項に規定する配偶者のない男子で、対象児童を現に扶養しているもの</p> <p>エ ウに準じると知事が認めた男子</p> <p>(2) 前号に掲げる者に現に扶養されている対象児童</p> <p>(3) 法附則第3条第1項に規定する父母のない児童のうち対象児童</p>

負担額 (2)	補助金交付の対象等 (3)		
	事業	対象経費	補助率
<p>ひとり親家庭等医療費助成対象者の疾病又は負傷について国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律又は社会保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に関する給付の額（ひとり親家庭等医療費助成対象者が国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律又は社会保険各法による療養の給付を受けたときは、当該医療の給付の額から当該療養の給付に関するこれらの法律の規定による一部負担金に相当する額を控除した額とする。）が当該医療に要する費用の額に満たない時は、その満たない額に相当する額。ただし、この場合において次の各号に定めるものは、その満たない額に相当する額から控除するものとする。</p> <p>(1) 他の法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われたときはこの給付の額</p> <p>(2) 入院時食事療養費又は入院時生活療養費に係る療養を受けたときは、当該入院時食事療養費又は入院時生活療養費の給付に関する食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額に相当する額</p> <p>(3) 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護に係る医療を受けたときは、保険医療機関等（同一の医療機関における歯科診療及び歯科診療以外の診療は、それぞれ別の医療機関とみなす。第4号において同じ。）ごとに1日につき500円。ただし、1か月に14回までの支払額を限度とする。</p> <p>(4) 前号に掲げる医療以外の医療又は指定訪問看護を受けたときは、保険医療機関等（保険薬局を除く。）ごとに1日につき500円（国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律若しくは社会保険各法の規定による一部負担金又は国若しくは地方公共団体の負担による医療に関する給付に係る本人負担額が500円に満たないときは当該満たない額。第5号において同じ。）ただし、1か月に4回までの支払額を限度とする。</p>	市町が福祉医療費助成対象者に係る負担額について助成する事業	市町が福祉医療費助成対象者に係る負担額について助成した額	2分の1 ただし、広島市については100分の40

負担額 (2)	補助金交付の対象等 (3)		
	事業	対象経費	補助率
(5) 柔道整復師, あん摩マッサージ指圧師, はり師, きゅう師による施術を受けたときは, 施術所ごとに1日につき500円。ただし, 1か月に4回までの支払額を限度とする。			

別表 2 施 行 事 務 費

	基 準 額	対 象 経 費	補 助 率
重度心身障害者医療費公費負担事業 乳幼児医療費公費負担事業 ひとり親家庭等医療費公費負担事業	次により算出された額の合計額 1 需用費等 受給者数×144 円 2 医療費審査支払手数料 (1) 国民健康保険団体連合会に委託した場合 審査支払委託件数×84 円 (2) 社会保険診療報酬支払基金に委託した場合 「算定件数×全国健康保険協会の管掌する健康保険等の診療報酬請求書の審査及び支払事務に関し、全国健康保険協会と社会保険診療報酬支払基金との間で契約した病院、診療所及び薬局に係る事務費算定の基礎となる一件当たりの金額」から、 「再審査等調整件数×全国健康保険協会の管掌する健康保険等の診療報酬請求書の審査及び支払事務に関し、全国健康保険協会と社会保険診療報酬支払基金との間で契約した病院、診療所及び薬局に係る事務費算定の基礎となる一件当たりの金額」を控除し確定した金額	市町における事業の実施に必要な報酬、職員手当、賃金、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食料費、印刷製本費、光熱水費）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	2分の1 ただし、重度心身障害者医療費公費負担事業及びひとり親家庭等医療費公費負担事業に係る広島市については 100分の40

別記様式第1号 (第4条関係)

平成 年度福祉医療費公費負担事業費
補助金交付申請書 (助成医療費分)

平成 第 年 月 日
第 号

広島県知事様

市町長 ㊟

この補助金を、次のとおり概算払いの方法により交付されるよう関係書類を添えて申請します。

1 申請金額 金 円

2 添付書類
補助金所要額調書 (別紙のとおり)

別 紙

平成 年度福祉医療費公費負担事業費
補助金所要額調書 (助成医療費分)

市町名 _____

① 総 括 表

区 分		助成見込額 A	寄付金その 他の収入 予定額 B	補助基本額 (A-B) C	補助率 D	補助所要額 (C×D) E
		円	円	円		円
重度 心身 障害 者 医 療 費	一般分					
	後期高齢者医療 非加入者					
	後期高齢者医療 被保険者					
	小 計				40/100 又は 1/2	
乳幼児医療費					1/2	
ひとり親家庭等 医 療 費					40/100 又は 1/2	
合 計						

(注) 「補助所要額 E」の欄の額に1,000円未満の端数を生じる場合には、この端数を切捨てること。

② 助成見込額算出明細書

区 分		助成見込額	左 の 算 出 明 細
重 度 心 身 障 害 者 医 療 費	一 般 分	円	
	後期高齢者医療 非加入者		
	後期高齢者医療 被保険者		
乳幼児医療費			
ひとり親家庭等 医 療 費			

別記様式第2号 (第7条関係)

平成 年度福祉医療費公費負担事業費
補助金変更交付申請書 (助成医療費分)

平成 第 年 月 日
第 号

広島県知事様

市町長 印

平成 年度福祉医療費公費負担事業費補助金交付申請書については、平成 年 月 日
付け 第 号をもって提出したところですが、その後の事情変更により交付額を次のとおり
変更されるよう関係書類を添えて申請します。

1 今回申請額	金	円
内訳 当初補助金申請額	金	円
変更後補助金申請額	金	円

2 変更を必要とする理由

3 添付書類

 変更所要額調書 (別紙のとおり)

別紙

平成 年度福祉医療費公費負担事業費
補助金変更所要額調書 (助成医療費分)

市町名 _____

① 総括表

区分		変更後 助成見込額 A	変更後 収入見 込額 B	補助基本額 (A-B) C	補助率 D	変更後 補助所要額 (C×D) E	既申請額 F	差 引 今回申請額 (E - F)G
		円	円	円		円	円	円
重度心身障害者医療費	一般分							
	後期高齢者医療 非加入者							
	後期高齢者医療 被保険者							
	小計				40/100 又は 1/2			
乳幼児医療費					1/2			
ひとり親家庭等 医療費					40/100 又は 1/2			
合計								

(注) 「変更後補助所要額 E」の欄の額に 1,000 円未満の端数を生じる場合には、この端数を切捨てること。

② 変更後助成見込額算出明細書

区 分		変更後助成見込額	左 の 算 出 明 細
重 度 心 身 障 害 者 医 療 費	一 般 分	円	
	後期高齢者医療 非加入者		
	後期高齢者医療 被保険者		
乳幼児医療費			
ひとり親家庭等 医 療 費			

別記様式第3号 (第8条関係)

平成 年度福祉医療費公費負担事業費
補助金事業実績報告書 (助成医療費分)

平成 年 月 日
第 号

広島県知事様

市町長 ㊟

平成 年 月 日付け指令 第 号で交付決定を受けたこの事業実績について、関係書類を添えて報告します。

1 補助金精算書 詳細は別紙のとおり

区 分		補助所要額	受領済額	差 引 額	
				超過額	不足額
医 療 費	重度心身障害者医療費	円	円	円	円
	乳幼児医療				
	ひとり親家庭等医療費				
合 計					

2 概算払精算書

区 分		交付指令額	受領済額	差引額
医 療 費	重度心身障害者医療費	円	円	円
	乳幼児医療費			
	ひとり親家庭等医療費			
合 計				

3 事業完了年月日 平成 年 月 日

平成 年度福祉医療費公費負担事業費補助金精算書 (助成医療費分)

(市町名)

区分	対象者数 A	助成件数 B	助成金 C	寄付金 その他の 収入 D	補助基本額 (C-D) E	補助率 F	補助所要額 (E×F) G	補助金 交付指令額 H	補助金 受入済額 I	補助金 受入未済額 (H-I) J	差引過不足額	
											超過額 (H-G) K	不足額 (G-H) L
医療費	一般分	人	円	円	円		円	円	円	円	円	円
	重度心身障害者医療費											
	後期高齢者医療 非加入者											
	後期高齢者医療 被保険者											
	計					40/100 又は 1/2						
	乳幼児医療費					1/2						
	ひとり親家庭等医療費					40/100 又は 1/2						
合計												

(注) 「補助所要額G」欄の額に1,000円未満の端数が生じた場合には、この端数を切捨てること。

別記様式第4号 (第4条関係)

平成 年度福祉医療費公費負担事業費
補助金交付申請書 (施行事務費分)

平成 第 年 月 日
平成 年 月 日

広島県知事様

市町長 ㊟

この補助金を、次のとおり概算払いの方法により交付されるよう関係書類を添えて申請します。

- | | | |
|------------|---------|---|
| 1 申請額 | 金 | 円 |
| 2 補助金所要額調書 | 別紙1のとおり | |
| 3 事業計画 | 別紙2のとおり | |

平成 年度福祉医療費公費負担事業費
補助金所要額調書（施行事務費分）

市町名 _____

区 分	総事業費 A	寄付金 その他 の収入 B	差引額 (A - B)C	対象経費の 支出予定額 D	基準額 E	補助基本額 F	補助所要額 (F × 40/100 又は1/2) G
	円	円	円	a 円	b 円	円	円
重度心身障害者 医 療 費 分				a 円	b 円		
乳幼児医療費分				c	d		
ひとり親家庭等 医 療 費 分				e	f		
計							

- (注) 1 「対象経費の支出予定額D」欄の額には、本表の附表の a, c 及び e 欄の額を記入すること。
- 2 「基準額E」欄には、本表の附表の b, d 及び f 欄の額を記入すること。
- 3 「補助基本額F」欄には、C, D 及び E 欄の各欄の額のうち、最少の額を記入すること。
- 4 「補助所要額G」各欄の額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、この端数を切捨てること。

別紙1の付表

費用算出明細

(市町名)

区分	旅費	需用費等	医療費審査支払手数料	合計
重度心身障害者分	支出予定額	円		/
	算出明細	受給者数()人×144円 =	国際連 委託件数()件× 円 銭= 支払基金 委託件数 ・ 医科等 ()件 ・ 調剤 ()件	円
	計	円		円
乳幼児医療費分	支出予定額			/
	算出明細	円	国際連 委託件数()件× 円 銭= 支払基金 委託件数 ・ 医科等 ()件 ・ 調剤 ()件	円
	計	円		円
ひとり親家庭費等分	支出予定額	円		/
	算出明細	受給者数()人×144円 =	国際連 委託件数()件× 円 銭= 支払基金 委託件数 ・ 医科等 ()件 ・ 調剤 ()件	円
	計	円		円

(注1) 「医療費審査支払手数料」欄の「国保連」とは広島県国民健康保険団体連合会、「支払基金」とは社会保険医療研究支払基金広島支部

(注2) 「医療費審査支払手数料」欄の「支払基金」の「基準額」は、支払基金から送付された「連名簿」、「各法分診療報酬等請求内訳書」等から算出すること。

事業計画

(市町名)

区 分		受 給 者 数	審 査 支 払 件 数
重 度 心 身 障 害 者 医 療 費 分	一 般	人	件
	後期高齢者医療 非加入者		
	後期高齢者医療 被保険者		
	計		
乳 幼 児 医 療 費 分			
ひとり親家庭等医療費分			
合 計			

- (注) 1 この表は、基準額算定の基礎資料となるものであること。
 2 「受給者数」は、8月1日現在の受給者証交付者（見込）数を記入すること。
 3 「審査支払件数」は、3月から翌年2月診療分に係る委託件数（4月から翌年3月審査分）を記入すること。

平成 年度福祉医療費公費負担事業費
補助金事業実績報告書 (施行事務費分)

平成 年 月 日

広島県知事様

市町長 ㊟

平成 年 月 日付け指令 第 号で交付決定を受けたこの事業について、関係書類を添えて報告します。

1 補助金精算書 詳細は別紙1のとおり

区 分		補助所要額	受領済額	超過額
医 療 費	重度心身障害者医療費	円	円	円
	乳幼児医療			
	ひとり親家庭等医療費			
合 計				

2 費目別支出明細及び事業実績書 別紙2のとおり

3 概算払精算書

区 分		交付指令額	受領済額	差引額
医 療 費	重度心身障害者医療費	円	円	円
	乳幼児医療費			
	ひとり親家庭等医療費			
合 計				

4 事業完了年月日 平成 年 月 日

平成 年度福祉医療費公費負担事業費補助金精算書 (施行事務費分)

区分	(市町名)										
	総事業費 A	寄付金 その他の 収入 B	差引額 (A-B) C	対象経費の 実支出額 D	基準額 E	補助 基本額 F	補助 所要額 (F×40/100 又 は1/2) G	補助金 交付決定額 H	補助金 受入済額 I	補助金受 入未済額 (H-I) J	超過額 (H-G) K
重度心身障害者医療費分	円	円	円 a	円 b	円	円	円	円	円	円	円
乳幼児医療費分			c	d							
ひとり親家庭等医療費分			e	f							
計											

- (注) 1 「対象経費の実支出額D」欄には、別紙2の a, c 及び e 欄の額を記入すること。
 2 「基準額E」欄には、別紙2の b, d 及び f 欄の額を記入すること。
 3 「補助基本額F」欄には、C, D 及び E の各欄の額のうち、最少の額を記入すること。
 4 「補助所要額G」欄の額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、この端数を切捨てること。

平成 年度福祉医療費公費負担事業費費目別支出明細及び事業実績書（施行事務費分）

① 費目別支出明細 (市町名)

対象経費	区分	旅費	需用費等	医療費審査支払手数料	合計
重度心身障害者分	実支出額				
		円		円	円
	算出明細		受給者数 () 人 × 144 円	国保連 委託件数 () 件 × 円 銭 = 支払基金 委託件数 ・医科等 () 件 ・調剤 () 件	円
	計		円	円	円
乳幼児医療費分	実支出額				
		円		円	円
	算出明細		受給者数 () 人 × 144 円	国保連 委託件数 () 件 × 円 銭 = 支払基金 委託件数 ・医科等 () 件 ・調剤 () 件	円
	計		円	円	円
ひとり親家庭費等分	実支出額				
		円		円	円
	算出明細		受給者数 () 人 × 144 円	国保連 委託件数 () 件 × 円 銭 = 支払基金 委託件数 ・医科等 () 件 ・調剤 () 件	円
	計		円	円	円

(注1) 「医療費審査支払手数料」欄の「国保連」とは広島県国民健康保険団体連合会、「支払基金」とは社会保険診療報酬支払基金広島支部。

(注2) 「医療費審査支払手数料」欄の「支払基金」の「基準額」は、支払基金から送付された「連名簿」、「各法分診療報酬等請求内訳書」等から算出すること。

② 事業実績書

市町名 _____

区 分		受 給 者 数	審 査 支 払 件 数
重 度 心 身 障 害 者 医 療 費 分	一 般	人	件
	後期高齢者医療 非加入者		
	後期高齢者医療 被保険者		
	計		
乳 幼 児 医 療 費 分			
ひとり親家庭等医療費分			
合 計			

- (注) 1 この表は、基準額算定の基礎資料となるものであること。
 2 「受給者数」は、8月1日現在の受給者証交付者数を記入すること。
 3 「審査支払件数」は、当該年度に係る審査支払手数料を支出したものを記入すること。
 (原則として3月～2月診療分。12ヵ月分を委託しなかった場合には、その理由と委託月数を記入すること。)